

## 1 議 事 日 程（5日目）

[平成22年太宰府市議会第2回（6月）定例会]

平成22年6月18日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第36号 太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第2 議案第37号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第38号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第39号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第40号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第41号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第42号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第43号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第44号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第45号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第11 議案第46号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第12 議案第47号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第13 議案第48号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第14 議案第49号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第15 議案第50号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第16 議案第51号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について（環

境厚生常任委員会)

- 日程第17 議案第52号 太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について (環境厚生常任委員会)
- 日程第18 議案第53号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算 (第1号) について (分割付託)
- 日程第19 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて (平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算 (専決第1号))
- 日程第20 太宰府市議会議員定数問題特別委員会報告について
- 日程第21 発議第1号 太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願 (総務文教常任委員会)  
(平成22年3月上程分)
- 日程第23 請願第3号 旧町名の復活を求める請願書 (環境厚生常任委員会)
- 日程第24 意見書第5号 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書 (環境厚生常任委員会)
- 日程第25 議員の派遣について
- 日程第26 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである (19名)

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 原田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番  | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番  | 後藤邦晴  | 議員 | 7番  | 橋本健  | 議員 |
| 8番  | 中林宗樹  | 議員 | 9番  | 門田直樹 | 議員 |
| 10番 | 小柳道枝  | 議員 | 11番 | 安部啓治 | 議員 |
| 12番 | 大田勝義  | 議員 | 13番 | 清水章一 | 議員 |
| 14番 | 安部陽   | 議員 | 15番 | 佐伯修  | 議員 |
| 16番 | 村山弘行  | 議員 | 17番 | 田川武茂 | 議員 |
| 18番 | 福廣和美  | 議員 | 19番 | 武藤哲志 | 議員 |
| 20番 | 不老光幸  | 議員 |     |      |    |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (20名)

|              |      |        |      |
|--------------|------|--------|------|
| 市長           | 井上保廣 | 副市長    | 平島鉄信 |
| 教育長          | 關敏治  | 総務部長   | 木村甚治 |
| 協働のまち推進担当部長  | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 和田有司 |
| 健康福祉部長       | 和田敏信 | 建設経済部長 | 齋藤廣之 |
| 会計管理者併上下水道部長 | 宮原勝美 | 教育部長   | 山田純裕 |
| 総務課長         | 大藪勝一 | 経営企画課長 | 今泉憲治 |
| 市民課長         | 原野敏彦 | 納税課長   | 高柳光  |

|        |       |          |       |
|--------|-------|----------|-------|
| 福祉課長   | 宮原 仁  | 国保年金課長   | 坂口 進  |
| 都市整備課長 | 神原 稔  | 上下水道課長   | 松本 芳生 |
| 教務課長   | 木村 裕子 | 監査委員事務局長 | 関 啓子  |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 田中 利雄 | 議事課長 | 櫻井 三郎 |
| 書記     | 浅井 武  | 書記   | 花田 敏浩 |
| 書記     | 茂田 和紀 |      |       |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達していますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1から日程第13まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第36号「太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について」から日程第13、議案第48号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託されました議案第36号から議案第48号まで、その審査内容と結果を報告させていただきます。

まず、議案第36号「太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について」報告をいたします。

本案は、表彰の種類及び基準等を見直したもので、改正の主なものとして、表彰の種類で功労表彰、善行表彰及び特別表彰とあったものを、市政功労表彰、市民表彰、善行表彰、市長特別表彰とし、表彰基準に区自治会長や附属機関等の委員、人権擁護委員等を新たに加えたものであります。

これに対して委員からは、市政功労表彰については叙勲と二重になる可能性が考えられるが、その場合はどちらを優先させるのかなどについて質疑があり、執行部からは、市の制度として表彰するものであり、現実的には二重になる可能性も考えられるなど回答がありました。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第36号は委員全員一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第37号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第39号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」まで一括して報告をいたします。

本案は育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴うものであります。

改正点としましては、配偶者の就業や育児休業の取得の有無にかかわらず、育児休業及び部分休業が取得できることとなったこと、また育児短時間勤務という勤務形態が新設されたこと、また3歳未満の子を養育している場合、その職員の業務を処理するために措置を講ずることが著しく困難な場合を除いて、本人の請求によって時間外勤務を免除することを規定したものであります。

これに対して委員からは、育児休業の取得実績及び今後の取得の見通しなどについて質疑があり、執行部からは、平成21年度の実績で育児休業は8名、うち男性は2名、産前産後休暇は5名の職員が取得されたこと、また若い職員を採用していることから、今後も同様の人数で推移していくものと考えられるなど回答がなされました。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第37号から議案第39号まで、いずれも委員全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第40号「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、本案は労働基準法の改正に伴い、職員が給与を受けながら職員団体のための活動ができる期間として時間外勤務代休時間を追加するもの及び引用条項を整備するものであります。この時間外勤務代休時間とは、1カ月の時間外勤務が60時間を超えた場合、超えた部分については代休として取得することも可能とされているものであります。

本案についてのさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第40号は委員全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、本案は地方税法の一部改正によるものであり、内容としましては、扶養親族の申告書の規定を新たに追加したものの、市たばこ税の引き上げ及び引用条項を整理するものなどであります。

委員からは、今回新たに加わった申告書と源泉徴収票の関係、たばこ税が増税されたことによる税収の見込みなどについて質疑があり、執行部からは、扶養控除が廃止されたことに伴って国では扶養親族に関する情報を把握しないこととなるため、市町村でその情報を把握するための措置であり、申告の負担を新たに課すものではないこと、また、税収については、禁煙や引き上げ直前の買いだめの影響により、たばこ税の収入は平成21年度と比較して7%減収と見込んでいるなど回答がありました。

その他、質疑を終え、討論では、子ども手当が来年度以降も継続して支給されるかどうか分からない状況の中での扶養控除の廃止等は問題があるとして反対討論がなされております。

討論を終え、採決の結果、議案第41号は委員多数の賛成で原案のとおり可決しました。

次に、議案第42号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から議案第45号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」まで一括して報告をいたします。

本案は、昨年度に実施された行政監査において、関係条例の一部を改正する必要が生じたことから改正するものであり、主な内容としては、市長を指定管理者に読みかえること、減免を指定管理者が行う旨の読みかえに関する事、使用料を利用料金に読みかえ、利用料金は指定管理者に納付しなければならない旨の読みかえ規定に関する事などであります。

これに対してさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第42号から議案第45号まで、いずれも委員全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第46号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」、本案は大宰府跡遺構保存覆屋、いわゆる大宰府展示館について、今まで以上に多くの方に来館していただき、大宰府の歴史を感じていただくとともに、館の活性化を図ることを目的として入館料を無料とするものであります。

委員からは、無料化のPR方法などについて質疑があり、執行部からは、特段の予算措置はしていないものの、PR方法については指定管理者と協議していきたいなど回答がありました。

なお、委員からは、みらい基金が創設された経緯を踏まえ、募金箱を設置するなどの方法を検討いただきたいとの要望がなされております。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第46号は委員全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第47号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」及び議案第48号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」、改正の主な内容としては、議案第42号から議案第45号までと同趣旨のものであります。

議案第47号に対する質疑はありませんでしたが、議案第48号では、市内の共同利用施設の使用料設定の考え方などについて質疑があり、執行部からは、市内9カ所の共同利用施設の各部屋の使用料を調査し、それぞれの最高額よりも若干高目に使用料を設定しており、これを限度額として指定管理者が使用料を設定することとなるなど回答がありました。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第47号及び議案第48号、いずれも委員全員一致で原案のとおり可決しました。

以上で議案第36号から議案第48号までの審査内容と結果の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第36号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第37号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第38号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第39号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第40号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第41号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第42号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第43号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第44号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第45号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第46号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第47号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第48号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第36号「太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時11分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第37号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時12分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第38号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時12分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第39号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時13分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第40号「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時14分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第41号太宰府市税条例の一部を改正する条例につきましては、私が初日に関連する専決議案の承認に反対している内容も含まれておる内容でありますから、同様に反対をいたします。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、この地方税法の改正案ですが、国会で自民、公明、それから我が党の日本共産党、それから国民新党、それからみんなの党が、この地方税法には国会で反対をいたしました。特に財源の保障のない子ども手当を支給するという状況、それから高校の無償化という形で子供の扶養控除、これを廃止する、それから年少控除を廃止する、これが逆に増税という結果になることが国会の論議で明らかになりました。また、この地方税法の改正案の中には、さまざまな形で優遇措置が設けられております。その内容としては、私ども余りかわりはありませんが、株式投資による利益については、100万円の利益が出ても、これは全く課税の対象にならないと、もうこういう状況もあります。また、現在65歳以上で働いている方々がこういう申告をしないと、その年金と合わせて給与からも市民税を天引きする、こういう内容も含まれておりました。また、この不況時、大変な税収の落ち込みが予想される、滞納が増加する、こういう状況の中で、地方公務員の削減と徴収の共同化、県や国、税務署が指導し、そして例に挙げますと近隣4市1町で徴収強化、こういう共同化もできるような内容も含まれておりました。国会で論議する中で、民主党の提案に大変な矛盾点があり、こういう状況

で連立内閣以外は、こういう財源の見込みもない、一方では優遇措置を講じる、一方では市民の徴収強化を行うという、こういう論議のために国会では強行採決されましたが、私は、この地方税法に対して住民の立場に立つならば賛成できないという態度を表明し、反対討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前10時18分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第42号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第43号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時19分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第44号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時19分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第45号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時20分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第46号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時21分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第47号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時21分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第48号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第49号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第14、議案第49号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第49号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」審査内容と結果を報告いたします。

本案は、指定管理者制度にかかわる事務の施行状況についてをテーマとして行われました行政監査における指導により条文の整理を行うものであるとの補足説明がありました。

本案についてはさしたる質疑はなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第49号は委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で議案第49号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15から日程第17まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第15、議案第50号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第17、議案第52号「太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） それでは、環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第50号から議案第52号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第50号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」審査における主な内容と結果をご報告します。

本議案は、太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会の廃止に伴いまして、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画書の策定を完了いたしております。策定完了に伴い、審査審議をいただいた太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会を廃止するものであります。

本議案に対しましてはさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第50号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第51号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本議案は、指定管理者制度運用にかかわる利用料金の納付、減免の取り扱い及び使用料について関係規定の整備を行うものです。

本案に対しては質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第51号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第52号「太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本議案につきましても、指定管理者制度運用に係る利用料金の納付、減免の取り扱い及び使用料について関係規定の整備を行うものです。

本議案に対しましてもさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第52号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第50号から議案第52号までの報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第50号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第51号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第52号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第50号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時29分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第51号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時30分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第52号「太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第53号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第18、議案第53号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第53号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款1項2目文書費82万7,000円の増額補正、7目財産管理82万7,000円の増額補正、10目人事管理費125万2,000円の増額補正。これらは、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用し、事務補助のため臨時職員をそれぞれ1名ずつ雇用するための費用であります。これにつきましては、同額が県の補助金として歳入に計上されております。

次に、9款1項1目常備消防費306万1,000円の増額補正、これは消防組合職員の子ども手当の太宰府市負担分であり、対象職員51名、子供さんの人数としましては91名であるとの説明を受けております。

同じく、9款1項の3目消防施設費278万7,000円の増額補正、これは西鉄五条駅前広場自転車駐車場に消防団本部の詰所を設置するための工事費、備品購入費等であります。

次に、10款1項教育総務費から3項中学校費まで、これは水城西小学校、太宰府小学校及び太宰府中学校の3校に通級指導教室を設置、運営するための費用が計上されております。通級指導教室とは、現在小・中学校の普通学級に在籍している言語障害、情緒障害、弱視、難聴などの比較的軽度の障害がある児童・生徒を対象として、各教科の指導は主に通常の学級で行いながら、週に一、二回程度、個々の障害の状態に応じた自立活動などの特別な指導を行うものであり、設置校以外の児童・生徒については、保護者の送迎により通級するものであります。

なお、対象の児童・生徒の人数につきましては、小学校21名、中学校11名という説明を受けております。

同じく、10款の4項7目文化財保護活用費、文化財整備活用関係費60万円、これは大宰府展示館の入館料が無料になったことによる指定管理料の増額補正であります。従来、同館の入場料収入は企画展の費用などに充てられておりましたが、このたび入館料を無料とすることに伴い、企画展の質などを低下させることがないように、無料化して以降の入館料相当分を指定管理

料に上乘せるものとの説明を受けております。

同じく、10款4項7目の地域伝統文化総合活性化事業関係費1,400万円の増額補正、これは文化庁の委託を受け、現在実施中の文化財総合的把握モデル事業において策定される太宰府市民遺産活用推進計画を推進していくため、市民遺産会議を設置し、市民のボランティア活動や文化遺産情報の整理、公開活動の支援、専門的立場での記録収集など、さまざまな角度から支援を行うものであります。この事業の委託先としましては、財団法人古都大宰府保存協会、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を予定しているとの説明を受けました。

これに対して委員からは、太宰府市史の編さんに際して多くの資料を収集していることから、市史編さん室を活用することも内部検討いただきたいとの要望がなされております。

次に、10款5項2目施設管理運営費433万5,000円の増額補正、これは国の第3次地震防災緊急事業において耐震工事に対する起債の優遇措置が受けられることとなったことから、体育センター及び南体育館の耐震診断を行うための費用であります。

歳入の主なものとして、14款3項3目教育費委託金、地域伝統文化総合活性化事業委託金1,351万2,000円の増額補正、これは同事業の費用として国から委託金の交付を受けたものであります。

次に、18款1項1目基金繰入金、財政調整資金繰入金2,620万7,000円の増額補正、これは今回の補正に伴う一般財源の不足分を基金で充当するものであります。充当後の残高としましては、決算ベースで約13億500万円との説明を受けております。

第2表債務負担行為補正では、大宰府展示館指定管理料として80万円、これについては、大宰府展示館の指定管理の契約が平成22年度から2年間であることから、平成23年度に見込まれる支出額を債務負担行為補正として計上するものであります。

審査では、各款、項目ごとに説明を求め、質疑を行い、計上の根拠と不明な点について確認を行いました。

本案について討論はなく、採決の結果、議案第53号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決しました。

以上で議案第53号の当委員会所管分について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査の

内容と結果を報告いたします。

補正の主なものといたしまして、6款2項2目林業管理費の市民の森維持管理費として367万円が増額補正されました。これは、市民の森にあるあずまの補修工事費で、建設から約15年を経て床板や手すり等の腐食が進んでいるため、その補修を行うものです。

次に、7款1項2目商工振興費の商工振興対策関係費では、地域経済活性化支援事業補助金として500万円が増額補正されました。これは、商工会が昨年に引き続き販売するプレミアム付き商品券、だざいふ得とく商品券に対する補助であるとの説明がありました。

質疑については、商品券の発売額は1億円で、本市の補助500万円のほか、県の補助金が300万円、商工会自身の負担金が200万円であり、プレミアム分が合計1,000万円となること、販売は7月13日開始され、来年の1月10日を使用期限とすること等を確認いたしました。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第53号の建設経済委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分につきまして、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出中、3款民生費、1項社会福祉費、11目人権センター費の南体育館関係費です。耐震診断委託料の計上ですが、これは内閣における第3次地震防災緊急事業で耐震工事に対して起債の優遇措置が受けられることで、第2次避難所として位置づけをしています南体育館について耐震診断を行うものです。

ここで質疑応答にて、工期は1日程度で終わること、委託料については試料採取に伴う分析・技術料、結果をまとめるための一式の費用として業者見積もりにて348万5,000円を補正計上しているとの回答がありました。

また、今回の耐震診断についての補助金はなく、診断の結果必要な工事が出てきたときの耐震工事については、起債の優遇措置が受けられるということです。

次に、3款2項1目児童福祉総務費では、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業により、次世代育成支援対策後期行動計画の平成23年度実施計画策定作業及び子育てハンドブックの更新作業等の事務補助として臨時職員を雇用するもので、全額県補助金として、同時に歳入の増

額補正も計上されています。

質疑では、期間はどのくらいか、またハンドブックは何冊ぐらい作成するのかとの質問に、雇用期間は6カ月を予定しており、ハンドブックの在庫分約500冊の更新部分を切り張りするとの回答を得ています。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第53号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。

本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））

○議長（不老光幸議員） 日程第19、議案第54号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成22年第2回太宰府市議会定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）」）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の歳入不足額1億3,151万6,324円の繰上充用のため、歳入及び歳出予算にそれぞれ1億3,151万7,000円を追加し、予算総額を67億7,307万円とする専決処分を平成22年5月31日付でさせていただいたものでございます。

要因といたしましては、景気の低迷による保険税の減収に加えまして、保険給付費や後期高齢者支援金等の支出の増加によりまして歳入不足を生じたものでございます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、心配なことはですね、5月31日の出納閉鎖日に専決をしたと。議会に間に合わなかったということですが、6月1日に本会議がある、その前日に出納閉鎖日に、国民健康保険事業特別会計に1億3,151万7,000円の赤字が出て、平成21年度の赤字を平成22年度の予算の、わかりやすく言うと先食いをしたということなんですね。太宰府市では、一般会計、それから特別会計いろいろありますが、水道とか下水道だとか、その他の財政があるんですが、一般質問も出ておりましたように、国民健康保険事業だけが決算上こういう先食いをしてですね、赤字にならないように行っているというふうに、これを見るとわかるんですが、こういう状況の中で、一方ではこんな状況ですとですね、応能、応益が50、50になり、またこの国民健康保険の課税方式というのは、市民税、県民税と違って所得金額から、控除の33万円を引いて、所得割、均等割、こういう状況になっていくわけですが、こういう先食いをしてやっていくというか、しかも滞納は増加していく。国、県の交付金、補助金は削られていく。そうするとですね、帳じりは平成21年度決算ではどうか、市全体の総予算の中では国民健康保険だけはこういう先食いをして調整を図って黒字化するわけですが、先食いした結果ですね、いつになったらこの回収見込みがあるのかどうか。最終的には、滞納額を含めてですね、厳しい国保財政運営が予想されますが、これに対してですね、専決をし、帳じりを合わせたというふうに議会に承認を求めてきてますが、この辺は最終的には国、県の補助金も当てにできない、徴収率も向上しない、ずっとこういう繰り返しをされるのかどうか。この辺につい

での考え方をですね、担当部でも構いませんし、市長でも構いませんが、まず説明いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 少し状況のご説明をさせていただきたいと思いますが、平成20年度に医療制度が大きく改正されまして、平成21年度の決算というふうになってきたわけですが、平成20年度は制度改正ですから大幅な歳入減と、もろもろなっております。平成21年度そのものはですね、歳入は400万円、ほんの微増です。歳出のほうが8,700万円の増加をしております、差し引きマイナス8,300万円というふうな形になっております。この要因そのものとしては、制度改革ですね、制度の改正そのものがありますので、一つは歳入の関係でいきますと、退職者医療の関係、これが制度廃止でマイナスの2億2,000万円。歳出でいきますと、老人保健そのものがやはりなくなりましたので、マイナス4,500万円。ただ、保険給付費そのものは伸びております。8,700万円の増です。後期高齢者の支援金も8,200万円増、こういう状況があるわけですね。ただ、国保の会計と申しますのは、単年度で国、県すべて精算という形はとれませんので、医療費が確定して、いわゆる2年後に精算というふうになってまいります。ですから、平成20年度そのものが平成22年度で精算確定をしていくと。ですから、平成21年度も平成23年度というふうになってまいりまして、現段階ではですね、ここだけの数字で見ることはできない。そういうことですから、もう少しちょっとやはり、これはもう全国的な傾向でありますので、当然もう少し様子を見させていただきたいというのが考え方でございます。

（19番武藤哲志議員「再質問」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 以前も何回も質問もしながら、私も国民健康保険運営協議会の会長の経験もありまして、太宰府市の国民健康保険の状況については理解をしているところですが、他の自治体と比べてですね、まず基金がないと。はっきり言って、流行の風邪がはやったときなんかもう相当な医療費もかかるわけですが、この太宰府には今基金は大体18万円ぐらいじゃなかったですかね。まず、基金について、本来はよその自治体、大変な基金を持っているところ、その基金を取り崩してこの高い健康保険税の市民負担を1万円とか2万円とか3万円を今全国各地で、国が応能応益で、しかも論議をされたように可決はされてますが最高額74万円というか、特に100万円、200万円の所得の方々は20万円から30万円の国民健康保険税がかかってくる、しかも40歳以上はこの支援金だとか65歳の介護保険料とかですね、本当に大変な額になるわけですが、現在の基金状況が幾らなのか。それから、現在滞納は、大変納税額含めてあなた方も努力もいただいとります。そういう状況の中で、国の法律で就学前の部分だとか、そういう部分については本人だけの健康保険証を交付するように国の指導があったということで質問させていただいて、市長みずからそういう健康保険証、短期保険証を持っていかれて評価もされているところですが、現在の国民健康保険の滞納状況。それから、ここだけの問題という

ことですが、やはり単年度で見ると2年と3年とありますけど、こういう状況の中ではですね、以前から言っているように何らかの形で社会保険や共済組合というのは事業主負担があるんですが、国民健康保険は以前は中小企業というか、本当の部分だったんですが、今は国民健康保険の構成を見ると、会社を解雇され、失業しですね、それからいろいろの状況の中で以前の国民健康保険の加入状況がかわってきております、不況の中で。それなりに社会保険とか厚生年金とか企業の部分については、当然事業主の負担とそれから本人の負担があるわけですが、国民健康保険は国の補助金、交付金だけです。福岡県は、以前は太宰府市に100万円近く補助金を出しておりましたが、今はもう皆無ですね。国が当然35%の補助金を出せば安定するところですが、国はどんどんこの交付金補助金を削ってきて、本当に医療費に対する負担割合で運営をされている状況で、市民の国保加入者には大変な負担になっております。

そこで、わかる範囲内で結構ですが、基金の状況がどうなのか。それから、滞納対策で、今後は、先日の回答ではですね、国民健康保険は独立採算制だという立場で一般質問の回答がされておりますし、私もこの問題については何度もしたことがあるんですが、この一般会計の繰り入れは、ここで回答ができるかどうかわかりませんが、これは大きな問題として今後検討しなきゃいかんと思うんですね、ある一定の見通しなどですね、こういう状況で、少なくとも1億3,000万円ですが、あと2年後の決算ではこの半分の7,000万円は歳入欠陥になるんじゃないかというふうに考えておりますので、この一般会計についてはどのくらいぐらいの繰り入れができるかどうかの検討をしていただきたいという、見通しについて回答は、これは当然市長のほうにお願いしたいと思っております。

それから、現在の応能応益、それから課税方式が所得方式と税額方式とあります。政令市については税額方式ですが、一般の自治体は所得方式です。その所得方式というのは、はっきり言って所得額から、本人だけの控除。所得税、市民税の場合は、扶養控除を引き、それから社会保険、厚生年金、国民健康保険料などを引いて生命保険控除の3万5,000円を引いて、残りに所得均等割、平等割を掛けて課税をしているわけですが、国民健康保険だけは課税方式が違います。そのために、大変所得の少ない人には大きな負担になるわけですが、まずこの辺で、基金、滞納状況、それから一般会計からの繰り入れが今後必要になる可能性があります、この見通しの3点について再質問でお答えいただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） まず、基金についてでございます。

これは、国保会計、制度改正も含めまして赤字状況という経過も実はございまして、基金から繰り入れをしてまいりましたので、現段階では14万8,000円ぐらい、約14万……。

（19番武藤哲志議員「もっとゆっくり言うて」と呼ぶ）

○健康福祉部長（和田敏信） 済みません。国保のその赤字の状況といいますか、そういうのが続いてまいりましたことから、基金を取り崩しをしてまいりました結果、現在は基金残高が約14万8,000円というふうになっています。

(19番武藤哲志議員「14万8,000円。はい」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） それでは、国民健康保険税の滞納繰越額についてご報告申し上げます。

平成21年度から平成22年度に繰り越します滞納総額は、4億7,886万6,711円ということになっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 一般会計からの繰り入れの要望でございますけれども、現在の税率に引き上げたのが、たしか平成20年だったと思います。それまで、今、健康福祉部長が申しあげましたように、基金の残高がございましたので、それをやりくりをしながらやってきたわけで、かなりの期間、国民健康保険税の値上げを行わずにまいりました。そのときの見通しを約3年間、3年後にとんとんになるようにということで値上げをさせていただきまして、平成20年度には1億3,000万円ほどの赤字を抱えておりまして、今回のように繰上充用をいたしておりました。しかし、それが医療費の削減も若干ございまして、平成21年度では1億3,000万円の赤字が5,000万円まで減りました。ということは、単年度では約8,000万円ほどの黒字になってまいりまして、平成21年度は恐らく収支とんとんになるのではないかなあというふうに考えておりましたところ、やはり、今武藤議員がおっしゃるように、国からの交付金、あるいは後期高齢者の拠出金等の制度がかなり変わりがちで、その見込みができずにおりました。で、こういうような結果になったわけでございます。部長が申しあげましたように、この精算が一、二年かかりますので、最終的にどうなるかというのはいわゆるわかりませんが、もう少し赤字幅が減るのではないかというふうな期待をいたしておるところでございます。

いずれにしても、これをどうするかという問題なんでございますけれども、やはり一市町村、まだ我々よりも小さい町村もあるわけでございまして、ここの責任でこの国民健康保険の今の状況、加入状況の給付あるいは納税額を見ての収支均等が各市町村でとれるのかという危惧を抱いておりまして、市長会でも、これはやはり地域、地域によって医療の格差があつてはならないというところから、市長会を通じまして県での一元化、あるいは国での一元化をすべきだと、そういうふうなことで要望いたしておるところでございます。

いずれにしても、それを希望をいたしておりますけれども、ならなければ、状況を見ながら、最終的には市の責任でということになりますけれども、それまでは何とか徴収率の、今滞納がかなり残っておりますので、引き上げ、あるいは給付の抑制、そういうことも行いながら、見きわめていきたいなというふうに考えております。

そういうことで、今後の国保財政の状況を見きわめて判断をしていきたいと、そういうふうな考えております。

○議長（不老光幸議員） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 討論といっても、専決については認めたいと思います。

ところが今、担当部のほうからありましたように、太宰府市の国民健康保険の基金は14万8,000円しかない。本当、何かのインフルエンザが起こったとかですね、そういう状況の中では、もう国民健康保険は一挙に医療費の増加による支払いができない状況にも陥る可能性があります。本来は、法定積み立てというのが義務づけられているんですが、この法定義務づけもできないような、早く言えば黒字にならないためにですね、こういう14万8,000円ということになっております。

それから、応能応益の関係で、先ほども言いましたように、この滞納額が4億7,886万6,711円、なかなかこの滞納状況も今の不況の中ではですね、今年も新しい保険証が送られてきました。新しい保険証が送られてきているところは、これは完納されたところです。ところが、質問でもありましたように、納税相談者について、納税相談において短期の保険証、また資格証明書の発行が少なくとも1,000名近くの方々が健康保険証がもらえないでおる状況もあります。こういう状況の中で、最終的には平成21年度の決算を行うに当たって、5月31日のぎりぎりの出納閉鎖にこういう状況で1億3,151万7,000円を追加せざるを得なくなったという、この実態については市長としてぜひ全国市長会、また福岡県、国に対してもですね、やはり国の責任があります。当然38%が35%になり、25%の国庫補助率に引き下げられてきたと。こういう介護保険、後期高齢者医療制度も廃止する、そのことによって支援金も出さなくてよかったものが、これがとうとう民主党の政策で4年先送りにされたということもありますし、今後強くですね、国に、地方自治体の国民健康保険運営に対する財政安定化措置を求めるようにですね、強く働きかけていただくことを切に要望いたしまして、私の討論といたします。この専決については、賛成をいたします。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第54号は承認されました。

〈承認 賛成18名、反対0名 午前11時05分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 太宰府市議会議員定数問題特別委員会報告について

○議長（不老光幸議員） 日程第20、「太宰府市議会議員定数問題特別委員会報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

太宰府市議会議員定数問題特別委員会委員長 安部陽議員。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 太宰府市議会議員定数問題特別委員会において調査研究した結果を報告いたします。

本特別委員会は、議会改革に取り組む中で、議員定数については特別委員会を設置し、調査研究すべきだということで、平成21年6月19日に設置されたものであり、これまで9回にわたり委員会を開催し、議員の定数について調査研究を進めてまいりました。本委員会では、福岡県内及び九州の人口類似団体の議員定数や定数を削減した場合のメリット、デメリット、またインターネット等で公開されている識見者の意見等を参考にしながら、各委員に意見を求めました。

委員からは、定数を減とすれば市民の意見が市政に反映されにくくなる、チェック機能が低下するなどとして、現在の定数を維持すべきであるという意見、一方で、他市の状況を考えたときに、減もやむを得ないのではないか、財政面に寄与できる、近隣市の人口比率で比較した場合、現在の定数は多過ぎるとして定数を削減すべきであるという意見が出されました。

そのほか委員から、市民から定数を削減すべきであるという声がよく聞かれるのは、議会としての情報発信が足りないからではないか、定数を論議するよりも先に議会改革に取り組むべきではないかなどの意見が出されております。

また委員から、公聴会などを開いて市民の意見を聞くべきではないかという提案がなされ、委員会で協議した結果、市内在住、在勤の成人を対象に意見募集を行うことと決定し、市政だより、広報「だざいふ」平成22年3月1日号に募集記事を掲載したところ、21件の貴重なご意見をいただきました。ご意見の内容としましては、現在の定数を維持すべきだというご意見が多数を占めました。その理由としましては、定数を削減すれば市民の少数意見が排除される、長の独裁政治になるなどであります。その一方で、財政面や他市の人口比率等から削減を求め

る声もあり、18人や15人、10人など提案がなされております。その他議会全般については、報酬の削減や費用弁償の廃止など、さまざまなご意見をいただきました。ここでご意見をくださった市民の皆様に対しまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。

以上、議員定数について調査研究を進めてまいりましたが、各委員の意見はさまざまであり、本委員会としてまとめることは困難な状況であったことから、現在の定数を維持すべきか、それとも削減すべきかについて無記名による投票を行い、結果、定数を削減すべきとする意見が多数となりました。

なお、武藤哲志委員からは、少数意見を留保する旨、申し入れがなされ、3名の賛成をもって留保されております。

委員会として削減の方向性が決まったことから、これまでに提案された15人とする案、18人とする案、それから新たに提案された14人とする案、それぞれ賛成する案に対して挙手を求めたところ、18人とする案が多数となりました。

これを受けて議員定数を18人とする条例改正案を委員会提出議案として本会議に上程すべく、委員会において「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」が委員から提出されました。定数を18人とする理由につきましては、1、近年の社会情勢を考慮して、2、他市との状況比較において、3、3つの常任委員会を維持し、環境厚生常任委員会の定数6人に合わせること、4、人口は年々微増の状況にあり、急激な減は市民とのパイプ役としてに役割を考えたときに情報収集が困難になり、好ましくないとするものであります。

これに対して、定数を14人にすべきとする修正案が提出されました。その理由といたしましては、今までの特別委員会の調査研究の過程において他市の人口比率を考慮し、15人にすべきであるという意見が出されたことを踏まえ、議員の定数は偶数とすべきであり、財政面に重きを置くとするならば、この際定数は14人にすべきであるとするものであります。

そこでまず、修正案を議題として質疑を受け、討論では、反対討論が1件なされました。討論を終え、修正案に対する採決を行った結果、議員定数を14人とする修正案は賛成少数で否決されました。そこで、原案を議題とし、これに対しては質疑はなく、討論では、反対討論が1件なされ、採決の結果、多数の賛成をもって議員定数を18人とする案が可決されました。よって、本日委員会提出議案として、太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを提案するものであります。

以上で太宰府市議会議員定数問題特別委員会の調査研究結果の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、少数意見の留保の報告を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 議員の皆さんに少数意見の留保の文書を配付させていただいております。

平成22年5月11日の太宰府市議会議員定数問題特別委員会において留保した少数意見について、太宰府市議会会議規則100条第2項の規定により報告いたします。

太宰府市議会議員定数問題特別委員会は、平成21年8月11日から定数問題について調査研究を行ってきました。これまで近隣や九州の人口類似団体の資料等を参考に調査研究を行いましたが、昭和30年に町村合併して以降、今日まで議員定数は20名となっております。この間、財政健全化の役割も果たしてきました。また、3月に行った市民の意見募集でも、現状維持を望む声が多い状況にあります。10名の議員で構成する委員会の中では、委員の意見はさまざまであったことから、議員定数の現状を維持するのか、削減するかについて無記名による投票を行った結果、現状維持する票が4票、削減する票が5票あり、委員会としては削減の方向性が決まりましたが、委員外の議員にもかかわることであり、私は当初から一貫して現状維持するという意見を述べてきましたので、ここに少数意見としての報告をするものであります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

ここで暫時休憩をします。

休憩 午前11時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時44分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議員定数問題については短時間で済む問題ではありませんので、13時まで休憩を要求します。

議事進行についての動議です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） ほかに。ただいまの……。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） ちょっと待ってください。19番武藤哲志議員の動議に対して賛成の方、もう一名いらっしゃいますか。

2番藤井議員ですね。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 現在、11時45分なんです。それで、採決とか質疑とかいろいろありますが、途中で休憩するよりも13時からですね、この定数問題については審議をするために、ここで13時まで休憩を、議事進行に対する動議を提出をさせていただきたいということです。

○議長（不老光幸議員） ただいまですね、武藤哲志議員と藤井雅之議員から13時までの休憩の動議を出されましたけども、この動議に対して賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 賛成少数ですので、議事を進行したいと思います。  
進行します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 発議第1号 太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第21、発議第1号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番安部陽議員。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 発議第1号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

この条例改正につきましては、議会改革の一環として議員定数について調査研究するため、太宰府市議会議員定数問題特別委員会が設置され、調査研究を進めた結果、委員から、1つ、近年の社会情勢を考慮して、2つ、他市との状況比較において、3、3つの常任委員会を維持し、環境厚生常任委員会の定数6人に合わせること、4、人口は年々微増の状況にあり、急激な減は市民とのパイプ役としての役割を考えたときに、情報収集が困難になり好ましくない。として、太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について提案され、これを可決したため、委員会提出議案として提案するものであります。

内容としましては、定数「20人」を「18人」と改正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 発議第 1 号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」反対の立場から討論をいたします。

この議員定数削減の発端は、市民の皆様から、この財政の厳しい折、議会は何をしているのかわからない、そのような議会は議員の数を減らすべきだとの意見に押されての動きとなったと理解しております。ということは、市民の皆様は議会が顔が見えてないからであります。地方自治法で二元代表制にして議会に決定権を与え、市長に執行権を与えているのです。議会は、そのくらい重いのです。それが、太宰府市議会では平成20年12月の議会で議員決議とし、行政執行に当たっての合意形成を求める決議案を提出いたしました。その中身は、行政執行に当たっては議会軽視をせず、議会と合意形成ができるよう強く求めるというような内容でした。これこそ議会としての主張であります。私は賛成いたしました。この決議案は否決されました。このように議会としての主張をみずから否決するような議会では、市民の皆様も議会はなんぼしよっとかいな、そんな議会は要らん、議員ば減らせという声が起こるのは当然であります。

今回、定数減の18人にするという提案とありますが、これには確たる根拠がありません。私は、なぜ18なのかわかりません。数を決めるには、その根拠となるものが必要だと思います。例えば、議会を通年議会とし、事務事業評価を議会は議会として議会独自で行い、また予算についても主要なものについては議会は議会で作くり、執行部でできたものと議論し、議会の意見も入れた予算をつくるべきだと思います。また、総合計画を初め、景観計画、環境基本計画、地域福祉計画とたくさんの計画がつくられます。これについても、現在は、「はい、できました」と渡されるだけであります。議員は市民の皆さんから負託され、議員となっております。これから5年、10年先のまちづくりについて、議員も参画すべきだと思います。そして、市民の皆さんへ議員の仕事について、また市政について情報を発信していくべきであります。そうすることで、顔の見える議会となります。議会事務局の充実も求められます。

そこで、このようなことをするからには、議会は、議員は20名であるとか、14名でいいとかの議論をすべきであります。定数を18人にする、なぜ2人減なのか、納得のいく根拠が何ら示されておりませんので、この提案については賛成できません。

これで私の討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） 次に、13番清水章一議員。

○13 番（清水章一議員） 発議第 1 号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」賛成の立場から討論をさせていただきます。

そもそもこの議員定数に関する特別委員会の設置に関しまして、その背景について振り返ってみたいと思っております。

まず、平成19年の9月議会に、政務調査費の減額が発議をされました。その中で、議会全体

として改革をしていく必要があるのじゃないかということと、早急にこの部分ではできるから早くやるべきじゃないかという話の内容だったと思います。その中で、この政務調査費の減額の理由として、市議会が自発的に経費節減を行い、本市の切実な財政逼迫に少しでも寄与し、ともに厳しい現状を乗り切っていこうということが理由でございました。その中で、じゃあ議会としてどう改革をしていくかという大枠の中でいろんな形で各会派から議会改革の案が出されました。このことについて特別委員会を設置するかしないかという意見があったわけですが、最終的には議会改革に対しては議運でやるのではないかということで、議運でこの議会改革について調査研究を行っております。その議会改革の中の一環として、定数問題も入っております。しかし、定数問題に関しましては、これは委員会の条例改正等が必要なもので、また非常に重要な内容だから、この定数問題だけに限っての特別委員会を設置してはどうかということで設置された経緯がございます。

そこで、私ども公明党太宰府市議団として、この議員定数問題についてどのような形で臨んでいくかということで、公明党太宰府市議団として主に2つの理由を挙げさせていただきます。

1つは、まず、定数を減とするか、あるいは現状維持とするか、増やすかということですが、私どもとしては定数を減としていこう。じゃあ、幾ら減をするかということで、先ほど話がありましたけども、2名を減としていきたい、こういう案を提案させていただきました。この理由について申し述べます。

1つは、先ほど話がありましたように、財政的な面に寄与するというところでございます。ご存じのように、国が合併を進めてまいりました。行政運営を効率的に行うということで国の合併が進んだわけでございます。是非は除きまして、いずれにしてもこのことによって大きく議員さんが減りました。平成10年で6万人あったのが、平成21年には4万4,000人。この効果として、毎年約1,100億円の削減がされておるといふ議長報告がっております。要するに、こういう形の中で大きな国の流れとして、全体的な流れとして議員さんが削減という動きがあるということが1つ。もう一つは、合併はしなかったけども近隣市の動きとして、筑紫野市、春日市、大野城市、こういう形の近隣市として議員の定数の削減がなされてきたという背景もございます。私は、特に前原市においてですね、ここが町から18名、市になっても18名で、人口はどんどん、どんどん増えてきてまして、現在では太宰府市よりも多い人口になっております。面積は、太宰府市の約4倍まではいきませんが、それに近い面積があると、そういう背景もあって、前原市ではできとるので、合併して糸島市になりましたけども、前原市の部分に関してはですね、まだ合併しておりませんでしたので、そういう条件がある。

それとまた、近隣のこの市町の中で議員定数を削減することによってのメリットとデメリットの調査をいたしました。調査の結果、削減したところに関して、デメリットに関しては余り報告がなされていませんでした。確かに18名か19名か15名か14名か、何名がいいかという話もあるわけですが、一応2名削減とすることによって一人頭報酬あるいは期末手当、

共済組合負担金、政務調査費を計算しますと、1人で約860万円、2人になると1,720万円で、1期4年間にしますと2人減で6,890万円ぐらいの財政的な寄与があるという数字も出しております。

もう一つ、なぜ2名かということもあるわけですが、やっぱりこの合意形成をやっぱり図っていきたいということがありました。確かに、いろんな数字があるわけですけども、私どもからすると、先ほどおりましたように、議員が削減されると議員生命がある意味で言うたら絶たれるわけじゃないですけど、非常に厳しくなる。そういった意味において、多くの方の賛成を得るためにも、2名減が適切ではないかと考えたわけでございます。

一方、確かに市民の声が届きにくくなるのご意見も当然ありました。私も、先ほど申しましたように、これは20名と18名では、言うなれば狭き門になります。私たちとしたり選挙を戦うわけですから。そういう意味においては、この狭くなることによって議員が4年間何をやってきたのか、そういうことが問われてくる選挙でもあると思います。いい意味においては、議員がやっぱり切磋琢磨をしていかなくちゃいけないということで、この部分に関しては私は乗り越えていけるのではないかと、むしろそうあるべきではないかという思いがございます。

また、太宰府市におきましては、先ほどの少数意見の中でもありましたけれども、町村、昭和30年からずっと定数20名という形の中で、他市に比べて少ない中で先輩議員は頑張っただけでこられました。そういう伝統もございまして。ということで、先輩議員が築いてこられた伝統を私たちが守り抜いていきたいという意味で、この定数削減について賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 反対討論ありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 私は、発議第1号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」反対の立場で討論させていただきます。

まず、反対の大きな理由として、議会制民主主義のもとで議員の数が住民の皆さんと一定の数を持つということは当然必要であると考えます。その点について、先ほど清水議員から春日市の事例も出ましたが、春日市において議員定数を削減して議会の中から出ている声として、住民の姿が見えなくなっているという声も聞かれていると言われております。議会が定数を削減することによって議会の側から住民の皆さんの姿が見えなくなるという懸念を私は感じております。

また、市民の皆さんの中には、議員の顔が見えないから議員の定数は減らすべきだというような意見があるということは私も承知をしておりますが、まずその点について、安易に議員定数を削減するのではなく、なぜ市民の皆さんがそういったことに懸念をお持ちになっているのかをもう一度議会として検討することが必要ではないかということも考えますので、提案の2名削減については反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論ありませんか。

9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） 賛成の立場で討論いたします。

詳細、清水議員のほうからお話ありましたので、私、簡単に論点をまとめまして、まず、委員会の中でもいろいろな議論が確かにあったんですが、まずは近隣市が現実には削減してきております、これは事実です。それから、この人口比ということで、我々新風は15名という案を出したんですが、その理由は単純明快に割り算すればいいわけですね。割り算しても、15名にしても今の犬野城市と、お隣、筑紫野市の間、まだ犬野城市のほうはまだそれでも少ないですよ。そして、春日市には到底及びません。春日市と同じにするなら12名ぐらいにせんといかんわけですね。そういうのが事実あると。そういった中で、じゃあそれだけの人数でもそれだけの人口に対して仕事ができているわけですね。我々にはできないのか、いや、そんなことはない。きちんとできます。議員の質を高めれば、権能を維持して今まで以上の仕事ができる。我々はそう思う。また、この14名云々という案等が出ました。しかし、その14名、これは関連することと言いますが、それは提案しておきながら、この18名に対しては反対ということは納得いきません。これは、現状維持ということの、そういうテクニックかなと思います。我々は15名の案を出しましたが、否決されましたから、当然次善の策である18名に賛成するのは当然のことです。そういうなこと、また、今度今から採決ですが、採決に関しましても、市民に対してちゃんと個人個人の議員の考え方が見えるような形でいくことを申し添えまして、賛成とします。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 私どもの会派では、議会改革の結果を根拠に定数を決定すべきだということはずっとこれは申し上げてまいりました。改正案の18名という数字、先ほど提案理由の説明にもありましたけれども、その根拠があいまいです。まず、近隣市との比較、これは今、門田議員もおっしゃいましたが、定数は14名、15名程度になりますし、3つの常任委員会に6名ずつという根拠も、議員が委員会を兼任すればその根拠は成立しません。常任委員会で議論を活発に行うために最低何名の委員が必要なのか、常任委員会の数は現在の3つでいいのか。また、常任委員会の兼任が物理的に困難だとだれもが納得できるほどの活動はどうあるべきかなど、まず最初に議会改革の中で定数にかかわりのある部分だけでも最初に議論を行うべきではないでしょうか。その議論が行われれば、おのずと定数は導き出されてきます。

私どもは、議会事務局を通じて議会改革の議論を進めていただくよう議運をお願いしてまいりました。そんな中、定数問題特別委員会で削減するということがまず決定されました。今まで申し上げた理由から、私どもは時期尚早だと考えております。しかし、削減が決定された以上、削減する数の根拠が必要です。削減案の中で唯一具体的な根拠として示されたのは、市民1人当たりが議員に支払っている金額と議員1人当たりが担当する市民の数をもとにした15名という数字でした。それを根拠に議長を除いた偶数の議員の数は、本会議においてもたびたび

議長裁決が予想され、議会運営上好ましくないこと、また15名でも春日市と比較した場合ではまだ議員の数が多ということをもとに、私どもでは14名という動議を提案しましたが、委員会において否決されました。現状維持にしても削減にしても、数に裏打ちされた明確な根拠が必要です。今からでも遅くはないと思います。総合計画ですら半年で審議会は審議を行います。まず、議運において特に定数にかかわりのある議会改革の議論を行うべきだということをお願いしまして、反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論ございませんか。

（16番村山弘行議員「動議」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

（「賛成討論」と呼ぶ者あり）

（16番村山弘行議員「継続審議の動議を求めます」と呼ぶ）

（「討論中、今。討論中」と呼ぶ者あり）

（16番村山弘行議員「継続審査の動議を求めます」と呼ぶ）

（「討論中。討論中」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） ただいま16番村山弘行議員から動議の発案があります。動議を認めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） ただいまの動議は継続審査の動議ということですか。

（16番村山弘行議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） ただいまの継続審査の動議は成立いたしましたので、このことにつきましてを議題といたしたいと思います。

動議の理由を言ってください。それだけ許可します。

○16番（村山弘行議員） ただいま継続審査の動議の提案をいたしました。私どもは、この議員定数問題は、基本的に議会の全体の中で議論をすべきだというふうに思います。先ほどいろいろお話がありましたように、議員定数は特別委員会をつくって今日まで議論をしまいいりました。その結論が先ほど出たわけでありますが、私は最初に、議員定数を減というよりも、本来議会改革というものをどうやっていくのかと、そしてその中で、先ほど意見も出ましたように、通常的に議会の開催をしている。そういうときに、常任委員会が現在の3つでいいのか、あるいは重複でいくのかというようなこと、あるいは直接議員の定数にかかわることなどを議会改革の議論の中で進めてきた結果として、現状の20名でいいのか、あるいは減らすのかというのを結果として求めていくべきだろうというふうに思います。ところが、議会改革の議運での議論というものは、実質一昨日始まったばかりでありますから、ぜひともこれを早急に、月に何回もやりながら、そういう議会改革を進める結論の中で議員定数を扱うべきだというふうに思いますので、本案については継続審査の動議を求めるものであります。

以上です。

(18番福廣和美議員「議長。議長」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 暫時休憩を要求します。

○議長（不老光幸議員） ここで暫時休憩します。

休憩 午後0時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

16番村山弘行議員から発議第1号を継続審査とすべきという動議が出されました。この動議を議題といたしまして、直ちに採決をいたします。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ただいま議長の採決という部分については、まず私のほうから検討いただきたいと思いますんですが、少数意見の留保を申し立てました。現状でいってほしいということとを少数意見として述べたわけですから、この部分については10名で本来構成して審議をすればよかったんですが、委員会は20名じゃなく10名構成でやられました。よって、この採決方法については投票という形の要求をいたします。これについて、同じ会派の藤井議員の同意を得ておりますので、投票を要求します。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、同じ会派の武藤議員から投票の動議が出ておりますが、私はそれに賛成いたします。

○議長（不老光幸議員） ただいま採決の方法について投票によるという意見が2名から出されましたので、これは成立いたしますので、投票の方法について、無記名と記名……。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 要求ということで、起立で採決を要求します。賛成は、清水議員です。

○議長（不老光幸議員） ただいまの門田議員の意見ですけれども、投票という要求が2名あった場合には、これはもう成立いたします。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） それで、門田議員の今の動議に対しては却下ということになりますので、ご了解お願いいたします。

それではですね、投票ですけれども、無記名による投票でよろしいですか。

(「はい」「記名」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） 記名もありますね。

それではですね、投票を行うに当たって記名投票するのか無記名投票するのか、これも投票で決めます。

暫時休憩します。

休憩 午後1時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時06分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

継続審査とするということに対しての採決ですけれども、この採決については、武藤哲志議員外所定の賛成者から無記名投票によらねたいとの要求と、多数議員外所定の賛成者から記名投票によらねたいとの要求が同時にあります。いずれかの方法によるのかは、会議規則第70条第2項の規定により、無記名投票によって決定することになっています。わかりましたですね。

それでは、無記名投票によるべしという武藤議員のほうの発案ですね、これに対して賛成か反対か、無記名で投票を行います。

念のため申し上げます。

無記名投票を可とする議員は、投票用紙に賛成と記入してください。それから、無記名投票を否とする議員は、反対と記入してください。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（不老光幸議員） ただいまの出席議員は18人です。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（不老光幸議員） 異状なしと認めます。

点呼に応じて投票を願います。

点呼を命じ、投票を開始します。

投票をお願いいたします。

（議会議務局長点呼、投票）

○議長（不老光幸議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（不老光幸議員） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に1番原田久美子議員、2番藤井雅之議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（不老光幸議員） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

賛成 5票

反対 13票

よって、無記名投票によるべしという投票の結果が賛成少数でしたので、それでは記名投票によるべしとの要求について無記名投票を行います。

念のため申し上げます。

記名投票を可とする議員は、投票用紙に賛成と記入してください。記名投票を可ですね、可能の可、可とする議員は、投票用紙に賛成と記入してください。記名投票否、否定ですね、否とする議員は、反対と記入してください。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(不老光幸議員) ただいまの出席議員は18人です。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(不老光幸議員) 異状なしと認めます。

点呼に応じて投票を願います。

点呼を命じ、投票を開始します。

(議会議務局長点呼、投票)

○議長(不老光幸議員) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(不老光幸議員) ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に3番長谷川公成議員、4番渡邊美穂議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(不老光幸議員) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

賛成 13票

反対 5票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、採決は記名投票といたします。

これより継続審査とすることに対する採決をいたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(不老光幸議員) 議場を閉鎖しましたので、投票用紙の配付をお願いします。

ただいまの出席議員は18人です。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(不老光幸議員) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を、点呼に応じて順次投票をお願いします。

継続審査ですよ。

可とする方は白票、反対は青票を順次投票をお願いします。

点呼を命じ、投票を開始します。

(議会事務局点呼、投票)

○議長(不老光幸議員) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(不老光幸議員) ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に5番後藤邦晴議員、7番橋本健議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(不老光幸議員) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

賛成 4票

反対 14票

よって、ただいまの継続審査とする動議は否決されました。

〈継続審査 否決 賛成4名、反対14名 午後1時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

白票（賛成）を投じた議員の氏名

2番 藤井雅之議員

4番 渡邊美穂議員

16番 村山弘行議員

19番 武藤哲志議員

青票（反対）を投じた議員の氏名

1番 原田久美子議員

3番 長谷川公成議員

5番 後藤邦晴議員

7番 橋本健議員

8番 中林宗樹議員

9番 門田直樹議員

10番 小柳道枝議員

11番 安部啓治議員

12番 大田勝義議員

13番 清水章一議員

14番 安部陽議員

15番 佐伯修議員

17番 田川武茂議員

18番 福廣和美議員

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 討論を続けます。

15番佐伯修議員。

○15番（佐伯修議員） 発議第1号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」私は賛成の立場で討論いたします。

先ほど特別委員会の委員長からご報告がなされ、十分理由、意見、納得いたしましたので、私は、門田議員、清水議員も討論していた内容と同一であります。

よって、私はこの条例の一部を改正する条例については賛成といたします。

○議長（不老光幸議員） 反対討論ありませんか。

7番橋本健議員。

○7番（橋本健議員） 発議第1号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

て」の反対の立場から討論させていただきます。

平成21年6月19日、定数問題特別委員会が設置され、これまで9回の委員会開催をされ、審議されてきました。さまざまな考え方や意見の取りまとめは、大変悩ましく、10名の委員の方々には何かと気苦労が多かったことと拝察いたします。

さて、議員定数につきましては、近隣市において削減されておりますが、私は、数を減らす必要はなく、現状のままの20名はむしろベストではないかと思っております。地方自治法91条によりますと、議員数はその市町村の人口に基づいて上限数が決められております。5万人から10万人未満の人口では30名です。本市は、昭和57年、人口が5万人に達し、市制施行が実現いたしました。この時点で定数を増やすことも可能でした。現在、約7万人まで膨れ上がっても20名で議会が運営されております。さらに、価値観が多様化してきた現代におきまして、市民の意見や要望を拝聴するに当たり、削減されましては議員の守備範囲も広くなり、市民の声を市政に十分反映することができません。市民アンケートは、関心もなく、低調でしたが、内容につきましては厳しく受けとめ、市民の負託を受けました私たち議員が、活動の見える仕組みを構築し、情報発信に努力していくことこそ期待されていることだろうと思えます。地方分権化で地域とのかかわりがより密接になってきた現在、20名は動かしがたいというのが結論であります。

以上をもちまして条例の一部改正に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 発議第1号条例の一部改正ということで、先ほど清水議員、門田議員が賛成討論されたとおり、そして特別委員会の9回の委員会が開かれた結果は賛成ということになっておりますので、私もそれに従い、賛成といたします。

○議長（不老光幸議員） 反対討論ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私、長い期間議員をさせていただいておきまして、こんなにこの議会で定数問題、こんなに慎重な審議と討論をいただいているというのは議会の中で初めてであります。長い歴史の中で、委員会の中でも発言をしてきました。財政的な問題についても貢献をしておりましたし、長い間、よその自治体では大変な数の定数がありましたが、太宰府市は20名で今日で何ひとつ問題なく行っております。また、本当4万そこそこでも26名だとかという、それから定数が24名というのが、県下の市町村の中でもたくさんあります。あえてなぜ太宰府市が20名を18名としなければならないのか。市民の意見の中にもありましたように、この20名、今回の議会でもそうです。議長を除く全員が市民の願い、要望、市政発展のために一般質問もし、議会の活性化が行われております。これが18名になることによって、やはり市民の意見も議会の中に反映、また行政側にいろんな形で質問をしたり、市民のための暮らしを守る、そういう議会活動が縮小される結果になるわけであります。私は、そのことを念頭に、一

貫して現状のままという立場に立ち、少数意見の留保も申し立て、また賛成者も得ております。よって、私は、現状のままであっても何ら差し支えがないという立場に立っておりますので、私はこの発議第1号については認められないという反対討論をいたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

まず、この特別委員会が設置されるに当たりましては、平成19年の折にみらい基金創設特別委員会、JR太宰府駅設置及び周辺整備問題調査特別委員会、そして改革に伴うこの議員定数問題特別委員会と3つの特別委員会を各会派に持ち帰りまして、各会派から代表として設置されたことを記憶いたしております。ただし、みらい基金は20名で設置されております。そんな中で、数回にわたり本当にいろんな意見が交わされました。私も、その中に途中から入らせてもらいまして、先ほど委員長の報告にありましたように、私ども審議の結果、委員長の報告のとおり賛成の討論としていきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 反対討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） では、賛成討論、ほかにありませんか。

11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） ただいま小柳我が会派の代表から賛成討論がありましたけども、私もですね、賛成の立場で一言申し上げます。

私は、会派幸光の一員として今任期初めよりこの問題に取り組み、調査研究してまいりました。また、特別委員会の委員としても研究させていただき、2名の減数にするべきとの結論に至りました。3常任委員会につきましては、付託案件の専門家ということで、現況ではこのままでよいと判断しております。

以上の結果、個人的には非常に厳しい立場になるでしょうが、一議員として必ずや市民のためになることと信じております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） まず、10名の特別委員会の委員さんには敬意を表したいと思います。過去この問題も鋭意話題に上りながら、今回特別委員会を結成されて長い期間討論されてまいりました結果、18名ということになってきたわけですが、全体的な我々の意見としては、先ほど同僚の清水議員のほうからありましたので、私のほうからは一言だけ賛成討論を述べさせていただきますが、私は、その18名、今の20名がベストかどうかという問題もありますけども、それは議員一人一人の活動にかかっていると。今、私は20名のこの議員の中でやってきま

したが、ベストかどうか聞かれた場合にベストと言えるものがあるかないかは非常に疑問があります。議会改革の推進になる、そういう思いで18名で全力を尽くして、次に選ばれた議員さんがやればまた市民の信頼も深く勝ち得ることができるのではないかと、そのように思い、議会改革の推進の一助となる、必ずこの18名の方がまた頑張ってくださいと、それを信じながら18名、2名減に賛成するものでございます。

以上。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 私もですね、発議第1号については賛成の立場で討論をさせていただきます。

私はですね、皆さん方と異なって、私はもう既に平成10年12月の定例議会においてですね、この議員定数削減について議員発議をしております。当時ですね、吉田議員、吉塚議員と私と3人で行ったわけですけど、そのときは16対3で否決されました。当時からですね、もう既に11年6カ月前から、私はそういうふうな気持ちを持っております。今後ですね、太宰府市の財政的にもですね、大きな岐路が来るとるんじゃないかと、そういうことで、とにかく近隣市町村のことを振り返ってみますと、4市1町並びに、それから小郡市も最近ほとんど、全国的にもそういう削減の方向で行っております関係上ですね、太宰府市だけこのままでいいのかという議員の精神をですね、真摯に受け止めてやっぱりやるべきじゃないかなと、そういうふうに思っておりますので、この削減についてはですね、大いに私は2名削減の18名で行っていきたいと思います。

以上。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この採決については、無記名投票を要望いたします。

賛成者については、同じ会派の藤井議員です。

○議長（不老光幸議員） 藤井議員。確認します。

○2番（藤井雅之議員） はい賛成です。

○議長（不老光幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後1時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時00分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 投票は記名を要求します。

賛成者は、清水議員、佐伯議員です。

○議長（不老光幸議員） この採決につきましては、武藤哲志議員外所定の賛成者から無記名投票によらねたいとの要求と、門田直樹議員外所定の賛成者から記名投票によらねたいとの要求が同時にあります。

いずれの方法によるかは、会議規則第70条第2項の規定により、無記名投票によって決定することになっています。

それでは、無記名投票によるべしとの要求について、無記名投票を行います。

念のため申し上げます。

無記名投票を可とする議員は、投票用紙に賛成と記入してください。無記名投票を否とする議員は、反対と記入してください。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（不老光幸議員） ただいまの出席議員は18人です。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（不老光幸議員） 異状なしと認めます。

点呼に応じて投票願います。

点呼を命じ、投票を開始します。

（議会事務局長点呼、投票）

○議長（不老光幸議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（不老光幸議員） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に8番中林宗樹議員、9番門田直樹議員を指名します。

よって、両議員の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（不老光幸議員） 投票の結果を報告します。

投票総数 18票

賛成 6票

反対 12票

以上のとおり賛成少数であります。

無記名投票によるべしが投票の結果賛成少数でしたので、それでは記名投票によるべしとの要求について無記名投票を行います。

念のために申し上げます。

記名投票を可とする議員は、投票用紙に賛成と記入してください。記名投票を否とする議員は、反対と記入してください。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(不老光幸議員) ただいまの出席議員は18人です。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(不老光幸議員) 異状なしと認めます。

点呼に応じて投票を願います。

点呼を命じ、投票を開始します。

(議会事務局長点呼、投票)

○議長(不老光幸議員) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(不老光幸議員) ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に10番小柳道枝議員、11番安部啓治議員を指名します。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(不老光幸議員) 投票の結果を報告します。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

賛成 12票

反対 6票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、採決は記名投票といたします。

これより発議第1号「太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例について」を記名投票により採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(不老光幸議員) ただいまの出席議員は18人です。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(不老光幸議員) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じ、投票を開始します。

(議会事務局長点呼、投票)

○議長(不老光幸議員) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(不老光幸議員) ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に12番大田勝義議員、13番清水章一議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(不老光幸議員) 投票の結果を報告します。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

賛成 9票

反対 9票

以上のとおり賛成、反対が同数でありますので、地方自治法第116条の規定により議長において決定します。

発議第1号は原案のとおり可決します。

〈原案可決 賛成9名、反対9名 午後2時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

白票(賛成)を投じた議員の氏名

5番 後藤 邦晴 議員  
9番 門田 直樹 議員  
10番 小柳 道枝 議員  
11番 安部 啓治 議員  
13番 清水 章一 議員  
14番 安部 陽 議員  
15番 佐伯 修 議員  
17番 田川 武茂 議員  
18番 福廣 和美 議員

青票（反対）を投じた議員の氏名

1番 原田 久美子 議員  
2番 藤井 雅之 議員  
3番 長谷川 公成 議員  
4番 渡邊 美穂 議員  
7番 橋本 健 議員  
8番 中林 宗樹 議員  
12番 大田 勝義 議員  
16番 村山 弘行 議員  
19番 武藤 哲志 議員

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第22、請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」について、その審査内容を報告いたします。

本請願は、さきの第1回定例会において継続審査となったものであります。

紹介議員となっている委員は、5月に開催された全国市議会議長会において郵政改革に関する要望についてということで、本請願に添付された意見書と同じような内容のものが可決されていることから、委員会として検討いただきたいとの意見を述べられました。

ほかの委員からは、国の法案もまだ決定とまではいっておらず、もう少し事態の推移を見きわめて調査研究すべきとして継続審査を求める動議が提出されました。

この動議に対しては、前回継続審査と決定して以降、委員会としては何ら審査をしておら

ず、再び継続審査とする意味はないのではないか、議長会で可決された要望書の内容を踏まえ審議されたいなどとして、継続審査とすることについて反対の意見が述べられているところ、動議を提出した委員から、継続審査とすることについて採決を求める意見があったことから、請願第2号を継続審査とすることについて採決したところ、請願第2号は委員多数の賛成により継続審査とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） これは、ここに記載されておりますように3月に上程をされた案件だろうと思います。3月議会で継続審査となって、先ほど委員長の報告で、本来調査研究をこの6月までにされて、そしてさらにもっと継続するためには調査研究が必要で、どういうふうな議論がされたのかですね、あるいは委員会として調査研究を具体的にされたのかどうか、その結果として継続審査になったのか、そういう具体的な議論が委員会であったのかどうか伺います。

○13番（清水章一議員） 継続審査いただきまして審議をしたかどうかということについては、審議はいたしておりません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、3月議会で提案理由の説明をさせていただきました。3月議会で審議、説明をさせていただきましたが、議会でもう少し時間を置いて審議をしたいということで、この時点では継続審査に賛成をいたしました。国会でこの郵政民営化の問題が大変論議になって、国民新党としては法案をぜひ国会で通したいということでしたが、審査をされずに国会が閉会をいたしました。それも事前にわかっておりました。今回の総務文教常任委員会で、やはり国に意見書を、議長会の要望に基づいて上げるように私は委員会で発言したんですが、そういう余り具体的な論議もなく、継続審査になりました。私は、次期国会で審査をされるその前提にやはり意見書を上げるべきだという態度をとっておりまして、総務文教常任委員会で継続審査になり、9月議会で審査をされる時点では時期が遅れるという可能性もありま

す。

よって、私は、この請願には賛成ですが、継続審査には賛成できません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。

本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、請願第2号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成14名、反対4名 午後2時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 請願第3号 旧町名の復活を求める請願書

○議長（不老光幸議員） 日程第23、請願第3号「旧町名の復活を求める請願書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第3号の審査における主な内容と結果をご報告します。

協議に先立ち、本請願の紹介議員である安部陽委員より補足にて、天満宮を中心に発展してきた三条、連歌屋、馬場、大町、新町、五条の6町は、住居表示が宰府となっているのでわかりにくいし、その区切れがわからない。三条、連歌屋、馬場、大町、新町の5町のみが、特に馬場、大町、新町は、完全にそういう地名もないような状態である等の説明がありました。

協議の中では、長崎市の資料のように、こういう安い予算でできるのか執行部へ見解を尋ねたところ、業務委託として住居表示台帳を作成するための出入り口調査とか、法人の調査とか戸別調査、それから地番調書、住居表示台帳の作成、案内図作成、文書等の配布、表示板の作成から添付を委託するが、当時の決算書では第4次の馬場、新町、五条が入った五条一丁目と石坂一丁目の分で485万円、第5次の新町、大町、馬場、連歌屋、三条、五条の一部の宰府一丁目から五丁目の分で515万8,000円、第6次の松川、三条、連歌屋、大町、白川、五条の一部の三条一丁目から三丁目と連歌屋一丁目から三丁目、それと白川の分で510万円、計1,510万8,000円、これが当時委託費としてかかっている。これが、すべて同じようにかかるわけではないので、業者のほうにも確認したところ、住居表示台帳の基本の分はできているので、以上

の3分の1から2分の1ぐらいはかかるのではないかと、それと住居表示案内板を大体一丁目ごとに1台設置しているのので、全部で15台、1基当たり41万2,000円と見込んでいるので、618万円となっているとのことでした。

また、昭和63年1月実施の住居表示では6町なのに、今回の請願は5町に対してのものである。今まで22年間何も問題がなかったのに、急にこのような請願が出たのには納得できない。本請願の署名は283名であるが、それ以外の住民は何人いるのかという質問では、執行部のほうから各行政区の世帯数と人口は、三条区が902世帯、1,966人、連歌屋区が532世帯、1,256人、馬場区が558世帯、1,177人、大町区は89世帯、167人、新町区は170世帯、392人、5区の合計が2,251世帯、4,958人であること、また天満宮の行事とかいろいろな行事に携わっている御笠川からこちらのほう、天満宮側ですね、御笠川から天満宮側で言うと、幸府一丁目から五丁目まで全体で1,204世帯、2,779人であるとのことでした。

また、紹介議員である安部陽委員に対しても質問がありましたので、回答をもらいました。

各自治会長の声が上がっていないが、自治会長さんはどういうふうになっているのかという質問に対しては、自治会長については、自治会は今年に入ってできたが、この運動は以前から起こしており、区長は市から報酬をいただいて市の委託事務をやっているのので、そういうことについてはタッチできないということで終わっているとの回答を得ました。

長崎市や金沢市の場合は住民の総意ということであったが、住民の総意ということについてはどのように考えているのか、また行政区として名称は残っているが、その見解についてという質問につきましては、住民の100%賛成ということはない。自治会については、総会がない状態なので言うてはいない。行政区名で残っているのではないかとするのはおかしい。行政区名で残っているが、住んでいる人は幸府一丁目から五丁目までの中の人で、旧町名ではなくて矛盾を感じる等々ありました。

協議を終え、討論では、反対討論として、太宰府市全体を見て行政区が町名と違うところはここだけではなく、たくさんある。住居表示が実施されたのが6町で、今回旧町名の復活ということをや5町だけというような、その点の説明がわからない部分も請願の趣旨で明らかになっているし、コストや郵便番号の新たな振りかえ等の事務量の問題も懸念材料として感じている。署名が283名、幸府の人口の約1割程度、地域からも盛り上がりというか、推進母体等が全くできていないということ、市全体の今後発生するであろう影響を考えた場合に、賛成はできない等出ております。

また、賛成討論では、今後将来にわたって子々孫々まで歴史を伝えるのは私たちの責任である。天満宮あつての太宰府という問題もあるので、歴史を残すということで賛成する。4月に各行政区で役員の改選があつたが、連歌屋区役員として届けた人が実は三条区の人というのを市から指摘されたとか、また、今まで連歌屋区のいろいろな行事に参加していた人が、輪番で三条区の隣組長に指名されて初めて三条区のほうだとわかったとかという事例もある。住居表示が施行されているいろいろ経過がある。住居表示と行政区のあり方についても、今さら変更しな

くてもという意見も多いのも事実であるが、問題提起の一つとして賛成する等でありました。

討論を終え、採決の結果、請願第3号「旧町名の復活を求める請願書」につきましては、委員賛成少数で不採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 委員長、大変委員会でご審議をいただきましてありがとうございます。私は、提出者にこういう請願が25年たって出てくると、こういう請願、今まで何事もなくですね、やられていたんですが、こういう請願を出されることによって、現在の登記業務が終了してます。また、この地図もそういう具体的に郵便の配達とかそういう部分がありましてね、こういう請願が出されてきた部分について、そういうものが請願者が理解をされて出してきたのか、それからまた、その当時の住居表示にも大変ご苦労いただいてつくった経過もありまして、25年前の部分、私も記憶にあります、その当時の小字を残すということで、いろんな地域にですね、昔の小字も残しておりました。そういう部分もありまして、こういう請願が出されてきた方々が、もしそういう請願によって多大な経費が行政や住民にかかるということについても、委員会では審議をいただいたのか。委員会は不採択にさせていただいたことについては、私は賛成いたしますが、そういう安易な請願によって多大な行政支出、個人支出があるということも審議の中でいただいたかどうかを報告いただければありがたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 請願者が理解をして出されたかどうかということについては、これは議論はいたしておりません。

それから、経費等についての問題につきましては、議論がされております。これにつきましては、先ほども申しましたが、当時の数字、委託業務の数字で言いますと1,510万8,000円がかかっているということで、現在これをやるとした場合には、住居表示台帳とか基本的な部分はあるので、これの3分の1から2分の1ぐらいではないかというようなこと。それから、郵便番号等につきましては、やはり郵便局にお願いしなきゃいけないと。それにつきましては、個人負担の部分も出てくるので、やはりそこら辺はある程度の負担はあるというようなことが議論で上がっております。

（19番武藤哲志議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 委員会の中では、委員の皆さん討論されましたが、私は立場上討論ができませんでしたので、ここで討論させていただきます。

旧町名の復活を求める請願につきましては、反対の立場から討論いたします。

請願の理由にありますように、歴史的に重い名前であることは理解いたしておりますが、長崎市とか金沢市を引き合いに出されておりますが、長崎市とか金沢市は住民の皆さんの総意で町を挙げての運動がなされているように見受けました。今回の連歌屋を初めとする5町については、283名の署名があると言われますが、昨年4月から自治会制度に移行しておりますが、自治会長さんの動きも見られず、住民全体の盛り上がりも見られません。また、住居表示が実施されて二十数年がたち、新しい歴史も始まり、これまでのところ不都合についての声もありません。私たちも、環境常任厚生委員会として平成20年6月に吉松地区の住居表示について審議いたしました。ここでも旧町名についての問題が提起されました。

このように市内では住居表示についての意見はたくさんあります。市内全体の問題となり、その影響は大きなものがあります。新しい住居表示への取り組みは、その法律にありますように、わかりやすく、利便性の高いものとなっております。この5町についても、旧町名は行政区名として残されており、その境界についても新しい住居表示により、わかりやすく表示されています。

以上のようなことから、この請願につきましては反対いたします。

以上で私の討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 賛成の立場から討論をいたします。

太宰府市になぜ国立博物館が誘致されてきたのか。これは、大宰府政庁があり、1,300年からの歴史があったからこそであります。昭和63年、住居表示の実施の際、日増しに町名反対の声は高くなるばかりでした。この反対運動に水を差したのが、馬場地区での説明会でありました。市の担当者の説明で、この地区は犬のくそがたくさんあったから「インノババ」と言っていたと説明したのです。正確には朱雀院の院で、そこに集まった住民は、そんなに汚い地名は要らないと怒ったのが始まりでした。この地域が壊され、現在の宰府一丁目から六丁目になったのであります。

このような間違った例題を出した市当局は、大きな責任があると思います。また、このときの議員の皆様は、住居表示がどのようなものであるのか理解してあった人は少なかったのであります。一方、郵便局の議員への働きかけは大きく、今でも忘れることができません。

天満宮宮司は、金沢市に旧町名の飛梅町が復活した際、いち早くお祝いに行かれました。そ

のときの気持ちは、やがて太宰府市も旧町名の復活ができるであろうとの思いであったと思います。天満宮として静かに見守っているのは、先代の小鳥居権宮司が、市役所とけんかをするなど遺言されたのであります。この太宰府は、歴史と天満宮あつての太宰府ではないでしょうか。

この三条、連歌屋、馬場、大町、新町、五条は、天満宮の氏子としてお互いに共存の関係にあります。現在の宰府〇〇丁目では、広範囲で三条、連歌屋といってもどの範囲かわかりません。やがて地名が失われ、歴史が失われ、隣近所のコミュニケーションもやがては失われてまいります。したがって、伝統ある鬼すべ、秋祭りが廃れていくのではないかと危惧するものであります。

今回請願されている旧町名の復活該当地区は、三条、連歌屋、馬場、大町、新町で、御笠川から東側であります。したがって、ゼンリンの地図でそれぞれ拾ってまいりますと、新町137、大町108、馬場277、連歌屋87、三条397世帯ぐらいの範囲であります。

金沢市では、市長が先頭に立ち、補助金を出して旧町名復活に努められております。また、長崎市では、町内会からの申請により、予算軽減のため職員の方が一生懸命頑張って70万円程度で現在のところ実施されております。各都市も住居表示のあり方を研究され、歴史と伝統、市民のコミュニケーションを図るため、町名復活が行われております。

私は、太宰府市は、歴史と天満宮、伝統行事を抜きにした場合、観光都市としての発展はないものと推察いたします。また、史跡解説員の方も、歴史の解説に困惑されております。したがって、将来にわたって、また子々孫々に至るまで、公称町名と自治会名、さらに歴史ある町名を残すためにも総合的判断で町名復活を田川議員、大田議員、橋本議員ともどもお願いし、賛成討論いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、紹介議員から当時の議員が余り理解してないなんて言われまして、私当時からおましてね、ここの名前を決めるときには住居表示の審議会の会長さん初めね、関係区、行政と一体になってどうするかという努力をして、何度も説明会を開いて、この三条や連歌屋、馬場、大町とか新町とかありますけど、その中でどうするかという論議をしていったんですね。そういう状況の中で、長い歴史があるこの宰府という、この宰府参りもあるという状況で、宰府何丁目とか、こういう状況をしたりですね、そういういろんな苦勞をしながらやってきて、公聴会をし、説明会をし、審議の上です、これは可決した経過があつてですね、その当時の議員を冒瀆されるような発言についてはですね、私はその当時の議員さんが今この席におられたら、私は大変な批判を受けると思いますよ。私ども、やはりそれなりの一つ一つの議案について審議をするときには、行政と議会が一体となってやってきました。今日まで25年、住居表示をやつてこの太宰府市が本当にどの地域の何番地でどうだというのが本当にですね、この周辺の自治体に先駆けて住居表示をやつた評価を受けているんですよ。

今、筑紫野市がやっと取り組んでいます、あの広い地域。本当にどこがどうなのかわからないのが、やっと太宰府市が住居表示をしてわかりやすくなった、太宰府に見習ってという形で今筑紫野市が取り組んできているような経過があるわけですね。

住居表示というのは、本当に決めるときには大変な状況もあります。川を挟んでどうするかとか、この地域でどうするか、行政区がまたがるがどうするかと、こういう状況の中で、やはり旧名を旧町名の形で行政区は、先ほど紹介議員が言いましたように、三条、連歌屋、馬場、大町、新町というのは残していきましょう、その自治会長さんとしてやっていただきましょうと。本当にあの当時は、大字太宰府1番地から5000番地まであってですね、どこを訪ねていくかっていったってわからない状況。これをね、本当に住居の改革というか、こんな難しい大仕事をやり上げたというね、評価はいただいてもね、批判は受けるべきじゃないと私は思いますよ。

先ほど委員長が委員会でこれは不採択としたということについては、私は本当にそのとおりでというふうに思っております。だから、私は今、紹介者が賛成討論されましたが、25年以上たつてですね、こういう請願が出てくるときには、議員としてこれは本当に長い歴史の中でもとに戻すということが必要かどうかというのは吟味をしていただければありがたかったなというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
請願第3号に対する委員長の報告は不採択です。  
本案を採択とすることに賛成の方は起立願います。  
(少数起立)

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。  
したがって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。  
(不採択 賛成3名、反対15名 午後2時53分)  
~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 意見書第5号 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第24、意見書第5号「未就職新卒者の支援策実施を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第5号「未就職新卒者

の支援策実施を求める意見書」の審査における内容と結果を報告します。

本意見書に対する協議、討論はなく、意見書第5号につきましては、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午後2時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第25 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第25、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第26 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第26、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成22年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、平成22年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午後2時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成22年8月26日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 安部啓治

会議録署名議員 大田勝義